

平成 18 年（行ウ）第 467 号、平成 19 年（行ウ）第 224 号、平成 20 年（行ウ）第 108 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原 田 学 ほか

被 告 東 京 都、国

参 加 人 世 田 谷 区

求 釈 明 お よ び 文 書 提 出 要 求

平成 23 年 12 月 13 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 齊 藤 驍 ほか

前回、本件線増連続立体交差事業（代々木上原～狛江）における昭和 39 年決定の計画図の吟味を原図に基づいて行った際、一部文書の貼り付けがなされていることが明確となり、昭和 39 年決定に関連する疑義はまさに我々が指摘している通りであることが明らかになった。

その折我々は、上記連立事業が代々木上原から始められたがそのまま西進せず、逆に東京の西部多摩川に接する狛江地区に事業区間が移り、さらに世田谷部分が経堂地区と本件下北沢地区に分離されて「都市計画事業」が今日に至っている極めて変則的な施行は、それ自体この連立事業の重大な違法を示しているのであるが、特にその出発点である代々木上原の都市計画事業認可の問題は、これらを判断するうえで極めて重大であることから、下記告示により特定される代々木上原地区の都市計画事業認可申請書に添付された筈の事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図書（以上法 60 条）、適合する都市計画を特定する総括図、計画図、計画書、及

び告示(法61条)等の提出を求めたところであるが、いまだに履行されていない。

記

○ 建設省告示第1288号

都市計画法第59条第3項規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項規定に基づき、次のとおり告示する。

(略)

昭和45年8月19日

建設大臣 根本龍太郎

一 施行者の名称 東京都

一 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路放射第23号線及び補助線街路第211号線並びに東京都市計画都市高速鉄道事業第9号線

一 事業施行期間 自 昭和45年8月19日

至 昭和49年3月31日

一 事業地

(1) 東京都市計画道路事業幹線街路放射23号線に係る事業地 東京都渋谷区上原1丁目・3丁目及び大山町地内

(2) 東京都市計画道路事業補助線街路第211号線に係る事業地 東京都渋谷区上原1丁目及び西原3丁目地内

(3) 東京都市計画都市高速鉄道事業第9号線に係る事業地 東京都渋谷区代々木5丁目・元代々木町・富ヶ谷1丁目・上原1丁目・3丁目・西原3丁目及び大山町並びに世田谷区北沢1丁目及び3丁目地内

一 収用の手続が保留される事業地 前記事業地の全部

上記図面等は、本件線増連立事業のなかで上記の通り告示され最初に施行された都市計画事業の認可に係る付帯文書であり、上記連立事業が本件において継続していることは明らかであるから、現存していることも明らかである。

昭和39年決定の違法、ひいては本件下北沢地区の決定の違法性に直結する文書

であることは過言を要しない。

そこで、以下釈明を求める。

1. 提出する意思はあるか。ないとするならば、その理由を明確に示されたい。
2. 何時までに提出されるか。

以 上